

秋田県公報

目次

告示		
字の区域の変更(六二五・市町村課)	1	1
軽油引取税に係る特約業者の指定(六二六・税務課)	1	1
道路の供用開始(六二七・道路環境課)	2	2
開発行為に関する工事の完了(六二八・北秋田地域振興局建設部)	2	2
開発行為に関する工事の完了(六二九・秋田地域振興局建設部)	2	2
公告		
特定非営利活動法人の設立の認証の申請(県民文化政策課)	2	2
土地改良区の定款変更の認可(仙北地域振興局農林部)	3	3
物品調達契約に係る一般競争入札の実施(管財課)	3	3
教育委員会告示		
教育委員会会議の開催(一〇)	3	3
選挙管理委員会告示		
選挙権を有する者の総数の五〇分の一の数及び三分の一の数(一〇一)	4	4
各選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数(一〇二)	4	4
その他		
コイ(マゴイ及びニシキゴイ)の持出し及び移植並びに放流等に係る指示	4	4

告示

秋田県告示第六百二十五号
 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第一百六十条第一項の規定により、仙北郡田沢湖町の区域内の字の区域を次のとおり変更する旨同町長から届出があったので、同条第二項の規定に基づき、告示する。

平成十六年七月三十日

秋田県知事 寺田典城

変更前の字の区域	変更後の字の区域
仙北郡田沢湖町田沢外一字大深沢外四四国国有林一四林班らニ小班の次に玉七ノ二から玉七ノ三までの点を順次結ぶ線及び玉七ノ二の点と玉七ノ三の点を結ぶ線で囲まれる区域	仙北郡田沢湖町玉川字 下水無
玉七ノ二 北緯 三九度五七分四六秒八八四四 東経 一四〇度四三分二五秒九四七二	
玉七ノ一 北緯 三九度五七分四六秒六六三四 東経 一四〇度四三分二六秒七一八七	
玉七 北緯 三九度五七分四六秒六三八七 東経 一四〇度四三分二六秒七〇六九	
玉六 北緯 三九度五七分四六秒七一九五 東経 一四〇度四三分二六秒三八一〇	
玉五 北緯 三九度五七分四六秒六一五六 東経 一四〇度四三分二六秒三三〇二	
玉四 北緯 三九度五七分四六秒七〇七四 東経 一四〇度四三分二五秒九七〇二	
玉三補一 北緯 三九度五七分四六秒六一一六 東経 一四〇度四三分二五秒九四四九	
玉七ノ三 北緯 三九度五七分四六秒六七五二 東経 一四〇度四三分二五秒八五五二	

秋田県告示第六百二十六号

地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第七百条の六の四第一項の規定により、次のとおり軽油引取税に係る特約業者の指定をしたので、秋田県条例施行規則(昭和三十九年秋田県規則第十五号)第五十二条の二第四項の規定に基づき、告示する。

平成十六年七月三十日

一 氏名又は名称 鈴木正俊商店有限会社 代表取締役 鈴木直道
 秋田県知事 寺田典城

- 二 主たる事務所又は事業所の所在地 大曲市角間川町字西本町8番地
- 三 指定年月日 平成十六年七月一日

秋田県告示第六百二十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

平成十六年七月三十日

秋田県知事 寺田典城

- 一 供用開始の区間

道路の種類	路線名	区 間
一般国道	二百八十五号	南秋田郡五城目町富津内中津又字落合四一番一地从先から字石動九〇番地先まで 南秋田郡五城目町富津内中津又字釜ノ沢二四番一地从先から字川堤九二番四地从先まで

- 二 供用開始の期日 平成十六年七月三十日

- 三 供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間

- (一) 場所 建設交通部道路環境課
- (二) 期間 平成十六年七月三十日から同年八月十二日まで

秋田県告示第六百二十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、平成十六年四月三十日付け指令北建 三千四百二十七で許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法三十六条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成十六年七月三十日

秋田県知事 寺田典城

- 一 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大館市片山字中通六番地二

東北ビル管財株式会社 代表取締役 深井俊一

- 二 開発区域に含まれる地域の名称

大館市釈迦内字台野道下六十一番一、六十一番二及び六十一番三

秋田県告示第六百二十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、平成十六年四月三十日付け指令秋建 三 百三十五で許可した開発行為（第一工区）に関する工事が完了したので、同法三十六条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成十六年七月三十日

秋田県知事 寺田典城

- 一 開発許可を受けた者の住所及び氏名

秋田市土崎港北一丁目六番二十五号

- 二 開発区域（第一工区）に含まれる地域の名称

河辺郡河辺町和田字北条ヶ崎十一番二の内、十二番一、十四番、十四番一、十四番二及び十四番八の内

公 告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり設立の認証の申請があったので、同条第二項の規定に基づき、公告する。

平成十六年七月三十日

秋田県知事 寺田典城

- 一 申請のあった年月日

平成十六年七月十六日

- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人子育て・高齢者介護サポート「ばっけの会」

- 三 代表者の氏名

松村 康子

- 四 主たる事務所の所在地

秋田市南通亀の町一番二十五号

- 五 定款に記載された目的

この法人は、少子高齢化の進んだ現代社会において、行政の隙間である0才から3才までのお子様とその保護者、幼稚園・保育園等の待機児童とその保護者に対しての子育て支援と地域の高齢者が生き生きと安心して生活が出来る街づくりをめざし老若男女が共にふれあう集いの場の形成。並びに介護が必要な高齢者、一人暮らしの高齢者には訪問介護による福祉の向上を図り、男女共同参画の意識啓発を推進し、子育て・高齢者介護の援助活動を通して男女の差別なく男女共同参画社会の形

成を目指し、二十一世紀の新たなまちづくりの推進をする。実践活動を通して、人間性豊かな地域社会の実現に寄与することを目的とする。

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、仙北郡千畑町土地改良区から申請があつた定款変更について、平成十六年七月二十日認可したので、同条第三項の規定に基づき、公告する。

平成十六年七月三十日

秋田県知事 寺田典城

物品調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六百六十七条の六第一項の規定に基づき、公告する。

平成十六年七月三十日

秋田県知事 寺田典城

一 入札に付する事項

(一) 購入物品名及び数量

ガスチームコンベクションオープン 一台

(二) 購入物品の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(三) 納入期限

平成十六年九月三日（金）

(四) 納入場所

秋田県南部老人福祉総合エリア

二 入札に参加する者に必要な資格

地方自治法施行令第六百六十七条の四の規定に該当しないこと。

秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。

当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。

三 契約条項を示す場所等

(一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先

郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号

秋田県出納局管財課契約班（電話〇一八 八六〇 二七三八）

(二) 入札説明書及び仕様書の交付方法

秋田県の休日を含め、平成十六年七月三十日（金）から同年八月九日（月）までの期間、随時交付する。

四 入札執行の日時及び場所

平成十六年八月十七日（火）午後一時三十分
秋田県庁地下一階管財課入札室
入札保証金

五 秋田県財務規則（昭和三十九年秋田県規則第四号。以下「規則」という。）第六十条から第六十三条までに規定するところによる。

六 その他

(一) 入札の方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もつた契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(二) 入札の無効

規則第六十六条に規定するところによる。

(三) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。

(四) 提出書類等

入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要書類等を提出すること。

(五) その他

詳細は、入札説明書による。

教育委員会告示

秋田県教育委員会告示第十号

次のとおり教育委員会会議を開催する。

平成十六年七月三十日

秋田県教育委員会委員長 伊藤 美津子

一 日時 平成十六年八月五日 午前十時四十分

二 場所 教育委員会委員室

三 案件

(一) 秋田県立中学校学則の一部を改正する規則案

(二) 秋田県立高等学校学則の一部を改正する規則案

- (三) 平成十七年度秋田県立高等学校・中学校教科用図書採択
- (四) 平成十七年度秋田県特殊教育学校教科用図書の採択
- (五) 秋田県生涯学習審議会委員の任命
- (六) その他

選挙管理委員会告示

秋選管告示第百一十号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七十四条、第七十五条、第七十六条、第八十一条及び第八十六条並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第六十二号)第八条の規定による選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数(その総数が四十万を超える場合にあつては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)は、次のとおりである。

平成十六年七月三十日

秋田県選挙管理委員会委員長職務代理者 小野 康雄

五十分の一の数 一九、三三八
 三分の一の数(選挙権を有する者の総数が四十万を超える場合にあつては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数) 二二七、七三一

秋選管告示第百一十二号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第八十条の規定による選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数その総数が四十万を超える場合にあつては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)は、次のとおりである。

平成十六年七月三十日

秋田県選挙管理委員会委員長職務代理者 小野 康雄

選挙区別

- 秋田市 八四、八〇二
- 能代市 一四、七五〇
- 横手市 一〇、九五七
- 大館市 一八、一七六
- 本荘市 一一、一五四
- 男鹿市 八、三九四

- 湯沢市 九、三七四
- 大曲市 一〇、六八〇
- 鹿角市鹿角郡 一二、六三一
- 北秋田郡 一八、〇〇九
- 山本郡 一三、三六一
- 南秋田郡 一九、九二四
- 河辺郡 五、二一六
- 由利郡 二〇、九〇六
- 仙北郡 三一、七六一
- 平鹿郡 一八、四九六
- 雄勝郡 一二、五四二

その他

秋田県内水面漁場管理委員会指示第一号

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第六十七条第一項及び第三百条第四項の規定に基づき、コイ(マコイ及びニシキコイをいう。以下同じ)の取扱いを次のとおり制限する。

平成十六年七月三十日

秋田県内水面漁場管理委員会会長 伊藤 彊

一 指示をする区域

県内の公共用水面及びこれと連接一体をなす県内の水面

二 指示の内容

(一) 持ち出しの制限

コイがコイヘルペスウイルス病に罹患したときまたはその疑いがあると認められるときは、当該水域のコイを持ち出してはならない。ただし、蔓延防止のため及び公的機関が試験研究ならびに検査に供する場合はこの限りではない。

(二) 移植の制限

コイがコイヘルペスウイルス病に罹患したときまたはその疑いがあると認められるときは、当該水面にコイを移植してはならない。

(三) 放流等の制限

コイを増殖等の目的で放流しようとするときは、その放流しようとするコイが次に掲げる要件のすべてに該当していることを確認しなければならない。

- (1) 汚染水域由来でないこと。
- (2) 汚染水域由来のコイと水を介しての接点がないこと。

- 三 指示をする期間
平成十六年八月一日から平成十七年三月三十一日まで
- (四) (3) PCR検査で陰性が確認されたコイ群であること。
遺棄の禁止
生死を問わず、コイを投棄、遺棄してはならない。

発行者

秋田県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金

一月三千六百七十五円(税込)

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号
株式会社 松原印刷社
電話(0862)876600
FAX(0863)000505
E-mail:matsubara@matsubarainatsu.co.jp
秋田市山王七丁目五番二十九号
松原繁雄